



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次(*については県例規集掲載事項)

- 告示
 - 984 平成19年和歌山県告示第916号(公聴会の開催)の一部改正 (環境生活総務課)
 - 985 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
 - 986 生活保護法による医療機関の指定(")
 - 987 生活保護法による介護機関の指定(")
 - 988 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (長寿社会推進課)
 - 989 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (")
 - 990 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)
 - 991 引の池土地改良区の役員の就退任 (農村計画課)
 - 992 みなべ平野土地改良区の解散 (")
 - 993 清算法人みなべ平野土地改良区の清算人の就任 (")
 - 994 宮ノ前土地改良区の解散 (")
 - 995 清算法人宮ノ前土地改良区の清算人の就任 (")
 - 996 都市計画事業の認可 (住宅環境課)
- 訓令
 - *49 和歌山県情報セキュリティ対策基準規程の一部を改正する訓令 (情報システム課)
- 公告
 - 都市計画の案の縦覧の公告 (都市政策課)
 - " (")
- 正誤
 - 平成19年1月19日付け和歌山県報号外和歌山県規則第2号中
 - 平成19年3月30日付け和歌山県報号外(16)和歌山県告示第438号中

告 示

和歌山県告示第984号

平成19年和歌山県告示第916号(公聴会の開催)の一部を次のように改正する。

平成19年8月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

第1項中「平成19年8月24日(金)」を「平成19年9月4日(火)」に改める。

和歌山県告示第985号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年8月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
海南薬 28-18	保険調剤薬局朝日 海南店	海南市名高507-4	平成 19.6.30

和歌山県告示第986号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年8月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
海南薬 33-19	保険調剤薬局朝日 海南店	海南市名高507-4	平成 19.7.1

和歌山県告示第987号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年8月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日
有田市長	有田市箕島50	有田市立病院	有田市宮崎町6	訪問看護・訪問リハビリテーション・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハビリテーション	平成 19.7.1

特定非営利活動法人生活支援優	日高郡由良町里244-23	ライフケア優	日高郡由良町里247-6	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	平成19.7.1
----------------	---------------	--------	--------------	-------------------	----------

和歌山県告示第988号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、

同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成19年8月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3070106012	株式会社友輝	和歌山市府中62-12	千葉友紀	ケアサポートゆうき	和歌山市府中62-12	居宅介護支援	平成19.8.1 平成25.7.31
3070106020	有限会社集い	和歌山市紀三井寺811番地の83	越野文弘	ケアプラン集い	和歌山市紀三井寺811番地の83	居宅介護支援	平成19.8.1 平成25.7.31
3071700136	有限会社いずみヘルパーステーション	紀の川市貴志川町長山277番地955	柳瀬禎義	ケアプランハウスいずみ	紀の川市貴志川町長山277番地955	居宅介護支援	平成19.8.1 平成25.7.31

和歌山県告示第989号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78

条第1号及び第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成19年8月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	氏名 (法人の場合にあっては、申請者の名称)	住所 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地)	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3070106004	株式会社紀州さぼーと	和歌山市冬野565の2	中條剛司	訪問介護ステーションひいらぎ	和歌山市冬野565の2	訪問介護・介護予防訪問介護	平成19.8.1 平成25.7.31
3071400612	株式会社ウェルネス・コート	和歌山市太田480番地の1	山田茂	訪問介護ステーションウェルネス	海南市日方1274-76	訪問介護・介護予防訪問介護	平成19.8.1 平成25.7.31
3071500379	株式会社あすなろ	有田市港町231番地55	富田鈴子	株式会社あすなろ	有田市港町231-62	訪問介護・介護予防訪問介護	平成19.8.1 平成25.7.31
3070106038	有限会社東洋医学シャローム山本	和歌山市新堀東2丁目7番9号	山本三千代	メディカルマッサージケアデイサービス山本	和歌山市手平1丁目5の25	通所介護・介護予防通所介護	平成19.8.1 平成25.7.31

和歌山県告示第990号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下

「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成19年8月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
エバグリーン西店
和歌山市西ノ庄東畑767番地1外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大和リース株式会社 代表取締役 梶本六夫
大阪市中央区農人橋二丁目1番36号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の名称
(変更前)大和工商リース株式会社
(変更後)大和リース株式会社
- 4 変更年月日
平成19年4月1日
- 5 変更した理由
会社商号の変更のため
- 6 届出年月日
平成19年7月26日
- 7 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市まちづくり局産業部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成19年8月10日から平成19年12月10日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第991号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、引の池土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成19年8月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 就任した役員
職名 氏名 住所
理事 氏岡博 橋本市高野口町名古曾463番地の7
理事 奥野満 橋本市神野々309番地の3
- 2 退任した役員
職名 氏名 住所
理事 南出肇 橋本市岸上373番地

和歌山県告示第992号

みなべ平野土地改良区は、平成19年8月10日解散したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第3項の規定により公告する。

平成19年8月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第993号

清算法人みなべ平野土地改良区の清算人に次の者が就任した旨届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により、公告する。

平成19年8月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

就任した清算人

氏名	住所
谷清	日高郡みなべ町東吉田473番地
内本田鶴男	日高郡みなべ町晩稲1400番地
関和一	日高郡みなべ町晩稲1451番地
松本秀夫	日高郡みなべ町筋896番地2
團栗敏夫	日高郡みなべ町熊岡120番地
武田光央	日高郡みなべ町徳蔵229番地内第1
岩橋庄治	日高郡みなべ町埴田28番地
片岡建二	日高郡みなべ町芝484番地
前田信治	日高郡みなべ町気佐藤413番地

和歌山県告示第994号

宮ノ前土地改良区は、平成19年8月10日解散したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第3項の規定により公告する。

平成19年8月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第995号

清算法人宮ノ前土地改良区の清算人に次の者が就任した旨届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成19年8月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

就任した清算人

氏名	住所
瀧本圭市	日高郡印南町宮ノ前268番地
辻本忍	日高郡印南町宮ノ前249番地
森尾正稔	日高郡印南町宮ノ前256番地
水取勝	日高郡印南町宮ノ前214番地
木下博之	日高郡印南町宮ノ前270番地

和歌山県告示第996号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成19年8月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 施行者の名称
有田川町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
吉備都市計画その他の教育文化施設整備事業(有田川町地域交流センター)
- 3 事業施行期間
平成19年8月10日から平成21年3月31日
- 4 事業地
取用の部分 和歌山県有田川町大字下津野字藤六及び字
広垣内地内
使用の部分 なし

訓 令

和歌山県訓令第49号

庁中一般
各地方機関

和歌山県情報セキュリティ対策基準規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年8月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県情報セキュリティ対策基準規程の一部を改正する訓令

和歌山県情報セキュリティ対策基準規程(平成16年和歌山県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

目次中「緊急時対応計画」を「情報セキュリティ事件・事故対応計画」に改める。

第2条第4号中「別表第1」を「別表」に改め、同条第13号中「及び」の次に「保守し、又は」を加え、同条中第16号から第18号までを削り、第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(14) システム開発者 情報システムの開発を行う課室等の所属長をいう。

第2条中第19号を第17号とし、第20号から第24号までを2

号ずつ繰り上げる。

第3条第1号中「開発」の次に「、保守及び運用」を加え、同条第3号中「運用」を「運用時」に改める。

第8条第2号イ中「影響」の次に「(軽微なものを除く。)」を加える。

第10条の見出し中「セキュリティレベル3」の次に「の情報資産」を加え、同条第1号を次のように改める。

(1) 収集及び作成 情報管理者及び情報管理者から情報資産の収集又は作成の承認を受けた職員は、情報資産を収集し、又は作成するときは、関係する法令等を遵守すること。

第10条第2号エ中「少なくとも6か月に」を「6か月ごとに少なくとも」に改め、同号キ中「始動パスワード」を「起動パスワード」に改め、同条第3号中「許可」を「承認」に改め、同条第4号ア中「すること」を「することとし、事前に情報管理者の承認を受けること」に改め、同号ウ中「情報資産が同封されていることが判断可能な体裁とし、又は専用の封筒を用いる」を「専用の封筒等を用い、情報資産が同封されていることが判断可能な体裁とする」に改め、同号キを同号クとし、同号カ中「情報資産に係るコンピュータ内情報」を「電磁的記録である情報資産」に改め、同号カを同号キとし、同号オ中「内側封筒に受取人名と「セキュリティレベル3」を表示し」を「内封筒に受取人名を記載するとともに、セキュリティレベル3である旨の表示をすることとし」に改め、同号オを同号カとし、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 職員は、情報資産を庁舎内配布の方法で職員に配布するときは、封筒等に受取人名を記載するとともに、セキュリティレベル3である旨の表示をすること。

第10条第5号中「情報管理者に事前の許可」を「事前に情報管理者の承認」に改め、同条第6号ア中「情報セキュリティ管理者に事前の」を「事前に情報セキュリティ管理者の」に改め、同号イ後段を削る。

第11条の見出し中「セキュリティレベル2」の次に「の情報資産」を加え、同条各号列記以外の部分中「情報」を「情報資産」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 収集及び作成 情報管理者及び情報管理者から情報資産の収集又は作成の承認を受けた職員は、情報資産を収集し、又は作成するときは、関係する法令等を遵守すること。

第11条第4号ア中「名あて人」を「配布先」に改め、「ついて」の次に「事前に」を加え、同号エ中「情報資産に係るコンピュータ内情報」を「電磁的記録である情報資産」に改め、「パスワードにより保護し、又は暗号化する」を「暗号化し、又はパスワードにより保護する」に改め、同条第6号ア中「情報セキュリティ管理者に事前の」

を「事前に情報セキュリティ管理者の」に改め、同号イ後段を削る。

第12条の見出し中「セキュリティレベル1」の次に「の情報資産」を加える。

第13条第1項第2号中「各頁」の次に「又は冊子若しくはファイルの表紙等」を加え、同項第3号中「コンピュータ内情報はファイル名」を「電磁的記録の情報資産でファイル名又はフォルダ名等にセキュリティレベルの表示が可能なものについては、ファイル名又はフォルダ名等」に改め、同条第2項中「情報資産のセキュリティレベルが表示できないとき」を「情報資産にセキュリティレベルを表示できないとき、又はセキュリティレベルの表示を省略するとき」に、「が表示できる」を「を表示する」に改める。

第14条第3号中「許可」を「承認」に改める。

第15条中「情報資産台帳」を「情報資産分類表兼情報資産台帳」に改める。

第16条第2項中「情報資産台帳」を「情報資産分類表兼情報資産台帳」に改め、同条第4項中「許可」を「承認」に改める。

第22条第3項中「システム管理者」を「情報セキュリティ委員会又はシステム管理者」に、「緊急時」を「情報セキュリティ事件又は事故発生時」に改め、同条第4項中「システム管理者」を「情報セキュリティ委員会又はシステム管理者」に改める。

第23条第1項を次のように改める。

情報の流出、漏洩、盗難、紛失又は改ざん、サイバーテロ(ネットワーク上で行われる大規模な不正アクセス、サービス不能攻撃踏み台等の攻撃行為をいう。)、ウィルス(プログラムの変更、破壊等を行う不正なプログラムをいう。以下同じ。)又はウィルス以外の不正なプログラムの感染、情報システムの停止等情報セキュリティに関する事件又は事故(以下「事故」という。)が発生した時は、和歌山県情報セキュリティ事件・事故対応計画に基づき、事故報告及び事故対応を行うものとする。

第23条中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とする。

第30条の見出し中「電源」の次に「及び二重化等」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 システム管理者は、可用性区分3及び可用性区分2の情報資産を扱うホスト又はサーバについて、必要に応じて、連続運転の確保のためのUPS(無停電電源装置をいう。)の設置、長時間停電に備えた非常用発電機の設置及び二重化又は同一データの保持のためのミラーリング等を行うものとする。

第37条第1項中「等を使用して」を「の作動、ログオフ又はシャットダウン等の方法により」に改め、同条第2項中「保護をするときは、必要に応じて画面の保護を解除するための」を「保護のために、スクリーンセーバーの作動解

除時、ログイン時又はパソコン等起動時の」に改める。

第39条第3項中「情報管理者」の次に「及び情報セキュリティ管理者」を、「登録情報」の次に「うち必要な情報」を加える。

第55条中「システム管理者」の次に「又はシステム開発者」を加える。

第56条を次のように改める。

(情報システムの調達時のセキュリティ確認)

第56条 システム管理者又はシステム開発者は、新しい情報システムを導入するとき、又は情報システムに性能を向上させるための変更を行うときは、当該導入又は変更が情報セキュリティ確保の上で支障にならないこと、及び調達仕様書等にセキュリティ要求事項が明確にされていることを事前に確認するものとする。

第59条中「情報システムの開発を行う課室等の所属長」を「システム開発者」に改める。

第60条中「システム管理者」の次に「又はシステム開発者」を加える。

第61条中「情報システムの開発を行う課室等の所属長」を「システム開発者」に改める。

第66条の見出し中「導入」の次に「及び変更」を加え、同条第1項及び第2項中「システム管理者」を「システム管理者又はシステム開発者」に、「行った」を「行う」に改め、同条第3項中「システム管理者」を「システム管理者又はシステム開発者」に、「検査」を「試験」に改める。

第67条第1項及び第68条第1項中「セキュリティレベル3」の次に「及びセキュリティレベル2」を加える。

第6章の章名を次のように改める。

第6章 情報セキュリティ事件・事故対応計画

第80条(見出しを含む。)及び第81条(見出しを含む。)中「緊急時対応計画」を「情報セキュリティ事件・事故対応計画」に改める。

第82条の見出し中「緊急時対応計画」を「情報セキュリティ事件・事故対応計画」に改め、同条中「緊急時対応計画」を「情報セキュリティ事件・事故対応計画」に、「試験」を「訓練」に改める。

第83条中「使用する」を「取り扱う」に改める。

第84条第1項中「6か月ごと」を「1年ごと」に改める。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

附 則

この訓令は、平成19年8月10日から施行する。

公 告

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項におい

て準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成19年8月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
白浜都市計画道路(3・5・1号白浜駅湯崎線)
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
和歌山県西牟婁郡白浜町字浜通り、寺谷口、小谷口
- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
白浜町建設課
- 4 縦覧期間
平成19年8月13日から平成19年8月27日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成19年8月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
白浜都市計画道路(5・5・1号白浜海岸公園)
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
和歌山県西牟婁郡白浜町字浜通り、小谷口
- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
白浜町建設課
- 4 縦覧期間
平成19年8月13日から平成19年8月27日まで

正 誤

正 誤

平成19年1月19日付け和歌山県報号外和歌山県規則第2号
中

ページ	段	誤	正
1	左	「契約保証金」を「契約保証金の額」に、「契約金額」を「契約金額」	「契約保証金」を「契約保証金の額」に改め、同項ただし書中「契約金額」を「契約金額」

正 誤

平成19年3月30日付け和歌山県報号外(16)和歌山県告示第438号中

ページ	段	誤	正
15	左	第3項から	第4項から